

## 平成29年第1回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年2月6日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成29年2月6日	午前10時00分
	閉 会	平成29年2月6日	午前11時11分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名                      欠 席 1 名                      欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具志堅 勉	出	9	仲宗根 宗 弘	出
2	座間味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	欠
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

8 番	崎 浜 秀 進	9 番	仲宗根 宗 弘
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	総 務 課 長	仲宗根 章
企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫	建 設 課 長	屋富祖 良 美
産 業 振 興 課 長	伊野波 盛 二		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 事	仲宗根 農
---------	---------	-----	-------

# 議 事 日 程

2月6日（月）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第1号	工事請負契約についての議案内容の一部変更について（伊野波橋下部工工事〈A2橋台〉） （議案説明・審議・採決）
4	議案第2号	平成28年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成29年第1回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 崎浜秀進議員及び9番 仲宗根宗弘議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．議案第1号 工事請負契約についての議案内容の一部変更についてを議題とします。本件について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成29年第1回本部町議会臨時会におきまして、2件の議案を提案してございます。1件目が工事請負契約についての議決内容の一部変更についてでございます。2件目が平成28年度本部町一般会計補正予算についてであります。議案内容につきましては、副町長、課長のほうから説明をさせますので、慎重審議の上、可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○ **議長 島袋吉徳** 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** おはようございます。議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号 工事請負契約についての議案内容の一部変更について。平成28年第5回本部町議会（臨時会）で議案第43号をもって議決された伊野波橋下部工工事（A2橋台）工事請負契約に係る内容の一部を次のように変更する。「9,680万400円」を「1億287万円」に変更する。増額が606万9,600円の増となっております。平成29年2月6日提出、本部町長 高良文雄。

記、提案理由、工事の設計変更により契約金額の増額が生じることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。改定理由ということで、本工事を実施するに当たり、事前に磁気探査調査を実施するが、調査解析に時間を要したため、工事着手におくれが生じ、工期の約2カ月間の延長が必要となった。工期の延長に伴い、今仮設で使用している仮設鋼材のリース料金の増額及び汚濁防止フェンス賃料の増額が生じております。また、仮設工事で使用する大型土のうを工事進捗に合わせて撤去する必要があるため、その資材を撤去し、もとの伊野波小学校跡地へ運搬するための費用が生じております。また、大型土のうは次期工事（A1橋台）でも使用するため、伊野波小学校跡地で一時保管することとしております。あと、仮設道路といたしましては、

使用する道路を工事完了まで継続するため、アスファルト舗装で仕上げることで費用が増額となりました。

一番後ろのA3の用紙ですね、左側から汚濁防止フェンス、これの工期延長に伴い、これも工期を伸ばした分の費用が発生しております。丸の中の土のう、小さい、四角い土のうがあるんですけども、その部分の伊野波小学校への一時撤去の費用が発生しております。その中で赤く書かれているんですけども、そこに鋼材があるんですけど、その鋼材の費用の部分、仮設鋼材のリース料の日数分の増です。あと切り回し部分の仮設道路舗装工事、約24メートル分の増額となっております。説明は以上です。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第1号 工事請負契約についての議案内容の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第1号 工事請負契約についての議案内容の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第2号 平成28年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第2号 平成28年度本部町一般会計補正予算について。平成28年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成29年2月6日提出、本部町長 高良文雄。

2ページおめくりください。平成28年度本部町一般会計補正予算。平成28年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ5億9,564万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ84億8,506万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費)第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。(地方債の補正)第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の歳出から説明いたします。4ページ、5ページお願いいたします。6款でございます。事項別明細書、歳出、6款3項2目水産振興費、補正額、4ページの左から2番目の金額でございますが、5億8,413万2,000円の増額でございます。こちらは北部振興事業で事業要望をしておりました製氷施設、荷捌き施設を本部港渡久地地区内に整備する事業について採択を受けております。その関係で関係予算を補

正増額しております。その補正増が先ほど示しました金額でございまして、補助率は、国庫補助80%となっております。本日お配りしましたカラーの資料をごらんください。右上に議案第2号参考資料という横の資料でございまして、まず、右下の上空写真をお願いいたします。場所が本部漁協の対岸側、赤い印をつけておりますが、そちらに整備をする計画でございまして、左の完成イラスト図をごらんください。右側が製氷施設、RC造の3階建てになっております。左側が荷さばき所、RC造の1階建てでございまして、右上に工期を載せております。工程表を載せてございまして、工期が3月下旬からことしの11月中旬を予定してございまして、竣工をことし11月中旬の計画を立てているところであります。

続きまして、歳出6ページ、7ページをお願いいたします。8款2項3目道路新設改良費、補正額1,151万2,000円、こちらは現在工事を進めております伊野波橋の改修工事関係の補正増でございまして、県内市町村の間におきまして国庫補助の流用をしておりますが、本町、国庫補助の追加が認められまして採択を受けております。その関係で今回補正増をしております。補助率は80%となっております。

歳入を説明いたします。事項別明細書の2ページ、3ページをお願いいたします。歳入、15款です。15款2項4目農林水産業費国庫補助金、補正額4億6,730万2,000円、こちらは先ほど説明いたしました製氷施設、荷捌き施設の国庫補助分、80%の国庫補助分であります。その下、6目土木費国庫補助金、858万5,000円の補正増、こちら先ほど説明いたしました伊野波橋関係の国庫補助分80%が補助対象となっております計上しております。

その下、22款1項4目農林水産業債、起債でございまして、1億1,670万円の補正増です。こちらは製氷施設、荷捌き施設の起債で充てる予定となっております、補助率が80%でございまして、残りの20%が町の負担となります。その町の負担分を、過疎債を充てる予定としております。過疎債を充てた場合、元利償還金の70%が交付税措置される予定となっております。

続きまして、4ページほど前に戻っていただけますでしょうか。第2表繰越明許費、下に2ページと書いてあります。今回、繰越明許費で2つの事業を計上しております。まず1段目、沖繩北部地域水産業生産基盤機能強化事業費5億8,413万2,000円、こちらは先ほど説明しております製氷機、荷捌き施設の事業でございまして、来年度、繰り越して事業を実施するという事で計上しております。次、下の部分、2段目です。こちらは伊野波橋関係、伊野波本線道路改修事業2億2,622万1,000円、こちらにおきましても翌年度に繰り越して工事を行うということで繰越明許費に計上しております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それでは1点だけお伺いいたします。

歳出5ページ、工事請負費、製氷・荷捌き施設建設工事費、参考資料として先ほど資料をいただきましたが、それを見ながら少しお伺いしたいと思うんですが、この製氷施設、あと荷捌き施設がこのデザインのとおりでできてくるという形の中で、まず荷捌き施設はどの程度の施設というか、現施設をやっている作業のどの程度をここで行うのかなどを説明していただきたいのと。こ

の図を見ただけで、例えばクレーンらしきものがあったり、この製氷機の前に何かゲートみたいなものがあったりというのもあるんですが、その説明を、施設の説明、どのような能力を持った施設になるのかを改めて説明していただきたいのと。

ここに新たにこの施設ができることによって、現施設はどの程度の能力というんですか、どの程度の作業をそこで行うのか、現施設はどうなっていくのかというのを伺います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 14番、喜納議員にご説明いたします。

資料でお配りしておりますパースの絵がございますが、これが対岸にできる製氷施設、荷捌き施設の完成イメージ図でございます。ご質疑の新たにできる施設で、現作業のどの程度がここに移るのかということですが、まず、現施設での作業というのが製氷施設ではシャーベットアイス、それとプレートアイスという氷を今製氷、つくっている。そしてまた荷さばき所では水揚げされた魚、マグロですとかカツオですとか、そういうところの出荷準備、そういう荷づくりなどをより分け、選別して荷づくりする作業を荷捌き施設で行っておりますが、その機能を全て対岸の新しい施設のほうに移すということで、作業自体は全て、100%新しい施設に移ります。施設のもうちょっと詳しく説明ということで、このパース図を見ながら説明したいんですが、まずトラックがとまっている位置に青いクレーンの絵がありますが、これはホイストクレーンということで、水揚げする、船から魚を陸揚げするときにここでクレーンを使って水揚げして、そのまま施設の中に移動することができます。これまでの作業としては太陽が直接当たる場所でマグロの荷さばきをしたりとかしていたんですが、新しい施設ではすぐ屋根の下にマグロを入れることができますので、そういう日の当たる時間を短くするというだけでも品質の劣化を防ぐ意味ではそういう機能を持たせてあります。あと右側のほうに青いのが見えますけれども、こちらからは氷、シャーベット氷ですとかプレート氷、それを直接船に搬入する際に、施設でつくった氷を貯氷しますので、この貯氷庫から船に直接搬送する。そこを、パイプを通してあります。青い場所は。シャーベットアイスとプレートアイスとは何ぞやというのもあるんですが、シャーベットアイスというのは粒子の細かい氷でありまして、表面積が大きいので魚に触れる面積が大きいということですがすぐ冷やし込むのに大変便利な氷であります。それに比較してプレートアイスというのは、ちょっと厚みのある板状の氷でありますので、長い時間もつという意味ではいい、メリットがあるんですが、すぐ冷やし込むというところではシャーベットアイスのほうが有利ということで、その両方の製氷、そして貯氷の機能を備えた施設が新たな製氷施設ということで、日当たり12トン、シャーベットアイスで12トンの製氷能力があります。そして貯氷能力として23トン、プレートアイスについては日当たり4トン、貯氷能力としては8トンという機能を持っております。

あと現施設は、その機能が全部移転するわけですので、現製氷施設は、施設自体が老朽化しておりますので、非常に危険な施設にもなっておりますので、製氷施設については取り壊し、荷捌き施設についてはまた別の使い方を漁協のほうでは考えるということで、そこはまた建物を残したまま新たな活用の仕方を考えていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 今、説明いただきましたが、新たにできる製氷施設、荷捌き施設の施設内の周辺整備というか、これの横であったり後ろであったりというのも、たしかカヌーの艇庫があったり、いろいろな倉庫施設があったと思うんですが、今後それをどうしていくのか。そのままにしておくのか、そこら辺をどのように考えているのか。この新荷さばき所、製氷施設の周辺をどのように考えているのかということ。あと、これは今ちょうど道路の拡張工事や、それも始まりますよね。そこら辺どのように、道路の進入口などをしていくのか考えているのかということもお伺いしたいのと、先ほどありましたとおり、現製氷施設は老朽化によって取り壊すと、荷さばき所は新たに使うということですが、新たに使う、新たに何か考えているというのは、もう既に何か町当局としては考えているのか、漁業と何か進めているのか。それともその周辺を今後どのように活用していくのかというのは、話などは進んでいるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 14番、喜納議員にご説明いたします。

まず、新たにできる施設の周辺についてですが、この建物を建てる予定地が荷さばきの目的地になっている場所でありまして、その周辺のカヌー艇庫とか、いろんな建物とかもあるんですが、そこまではこの施設影響しませんので、今回の工事でその周辺の施設とか構造物を触ることはありません。既存の荷捌き施設、敷地の中で工事をやりますので、特に周辺の建物とか工作物には影響しないです。

あと、道路の拡張との関連ですが、こちら県道の拡張工事も予定は入っているんですが、陸側のほうに拡張する計画になっておりますので、海側のほうは特に道路が広がってこない計画になっておりますので、今回の荷捌き施設にも影響はありません。乗り入れの高さですとか、そういう距離的なものとかも新たな道路が拡張された場合にも支障がない。高さ的にも距離的にも、という状況です。

それから既存施設の荷さばき地がどのように使われるかということですが、こちらのほうはこれから漁協とも細かいところは詰めていきたいと思うんですが、基本的には観光客向けに、観光客がそこで足をとどめられるような仕組みをつくっていかうというのが基本的な考え方でありまして、それに基づいてどのような使い方ができるのかというのを漁協とも考えていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 現施設の周辺というのは、やはり従来からあるとおり、みなとまちづくり構想などからもあるとおり、本部町の新たな観光資源にもなり得る場所だと思っております。そういう意味からしましても、新しい活用の仕方というのは十分に漁協とも詰めて、どういったものにするのかというのはしっかりと詰めていただきたいと思っております。

それでは最後にお伺いいたしますが、これから漁協といろいろ話に入ると、検討していくとい

うことなのですが、ここをどう活用していくのかというのを当局としては、漁協としっかりと詰めるということですので、副町長に最後お伺いします。今後、本町としての漁業、観光漁業も含めて、この港の、この本部港をどのように活性化していくという考えがあるのか、最後にお伺いします。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 答えいたします。

観光も含めた体系という港の使い方というのは、今後とっても重要な方向性だと考えております。先ほど議員のほうからありましたけれども、新たな製氷施設周辺についても、今現在、観光客に景観上、十分に耐えられるような状況とは言いがたいと考えております。ついては、ホエールウォッチングなども、お客さんへそこは対応している状況にありますので、もっともっと環境全体に、きれいな状況をつくっていくべきだろうと。そういった方向の中で対応していきたいと考えております。あと、先ほどありますようなことですけれども、従前の漁協の周辺については、施設の老朽化、それから荷さばき所なのか、道路なのか、混在しているような状況にありますので、その辺、安全、安心な観光客の通行の道路にもなっておりますので、そういったこと等も勘案しながら、かつ現実的には現状の漁協の持っている人的な力なども考えながら何が漁協経営を押し上げながら、そして観光客にも喜ばれるような体系ができるのか。それは漁協のほう为主体的に考えるべきところですが、そういった話を聞きながら、側面的に漁業協同組合の支援をしていきたいということを考えているところであります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 これまでもみなとまちづくり構想の件を議論をしまいましたが、このみなとまちづくり構想の最大の目玉はこの場所であったと思うわけです。例えば交流広場に仕上げていこうということで、町営住宅、それから県が持っている土地、組合が持っている土地、そのあたりの公の土地が約1,000坪ぐらいあると。その再開発化に本町の長期的な展望に立ってやらなくてはいけないだろうということの大きな課題をみなとまちづくり構想に入れたけれども、その中で一番メインであった漁協の対岸へ移るという計画もありましたよね、新しい今回の事業の左側のほうの船揚場になっているところ。ここのほうに将来的には漁協を移していくと。そして今のところはあけて、そこにいろんな交流広場をつくるという構想があったわけです。それに向けて着々と周辺を、ターミナルつくったり、プロムナードつくったりとか、いろいろやってきたわけです。現状を見る限りは、45年前に海洋博覧会も終えたけれども、一向に、まちなかにお互いが観光団を引き入れる工夫ができていないということで、この一帯の市街地の開発が、本町の将来の大きな展望に上げるべきではないかと思うんです。そしてそのみなとまちづくり構想との整合性はとっているのかどうか。その件について、問題に上がったのかどうか、漁協のほうとも。このあたりを少しお尋ねしたいと思います。

あわせて、今既設の製氷機能の機械があって、荷揚場のほうが目的がほとんど果たせない。そこに車がとまったりとか、それからコンテナを置いたりとか、そういう状況にあるけれども、新



しい施設ができるときにはここをもう、こっちからももちろん機械のあるところもしかり、それから今の荷揚場のほうもしかり、この大洋の機能については、全て対岸のほうに移るのかどうか、そこは従来の荷揚場としての活用をしていくのかどうか。そのあたりをお尋ねしたいと思います。一応、整合性についてお尋ねしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、大城議員にご説明いたします。

今回の製氷施設・荷捌き施設の移転と、またみなとまちづくり構想事業の整合性ということですが、議員も、私も企画時代から議員ともいろいろ議論をしてきて、みなとまちづくり構想についても大分話し合ってきたつもりでございます。漁協の移転についても、そのみなとまちづくり構想の中から出てきた話で、漁協機能を全て対岸に移転し、そして今の場所は観光交流の拠点ゾーンにしようという構想も打ち出しをしております。漁協としましても、そのみなとまちづくり構想に基づいて漁協の整備計画、ハイサイ計画というのを作成したのをもとに、今回の製氷施設の対岸への移転という形になっております。漁協施設全てといたしますと、事務所ですとか、モズクの加工工場とか、ホールとかまだありますが、そこはまた一度にというわけにはいきませんので、時期を見据えながらということになります。できるところから移転ということになりますと、その製氷施設・荷捌き施設のほうが先にという形で今回の整備になっております。新たな施設ができた場合、大洋のマグロ漁業の機能が全て移転するかということですが、議員お見込みとおりで荷揚げから出荷まで、全て対岸のほうでマグロの養殖については、その作業を行うこととなりますので、既存の場所にコンテナを置いたりとか、そういうマグロの船が着いたりということはなくなります。対岸のほうで全て、これまでの機能を移して行うということになります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 町長にお尋ねしたいと思います。

この地区についての将来のお互いの活用については、私は最大の課題ではないかと思えます。これはもう、この中には個人が企業を持っている土地もポツポツと入ってきますし、そういったおくれをとると、全部競売をされれば、個人にもわたっていくという虫食いの状態になっていくんじゃないかという心配もありますけれども、この問題は、お互い本部町がやる気があれば、この地方創生の事業に地域の活性化を。そういうことを長期計画に入れて、最初の構想の、みなとまちづくり構想の実現に、町長の政策の中で重点的にこれは、私は重点目標として入れるべきではないかと思うんです。繰り返すようだけれども、その場所が本町の百年の大計につながっていく非常に大事な時期であり、重要な場所であるし、その再開発をなくして本町の市街地での活性化は図れないんじゃないかと思えますけれども、町長、現段階をどういうふうにご考えておられるのかどうか。地方創生の事業に、お互いの知恵を絞ればいけるんじゃないかという希望も持ちますけれども、そのあたりどうでしょうか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ **町長 高良文雄** 大城議員のご質疑にお答えします。

いわゆるみなとまちづくりの計画等々、承知しているつもりであります。その計画は私が来る前から実は計画されていて、プロムナードだとか、今回の製氷施設・荷捌き施設ということで、少しずつではありますが、できるものから進めてきている状況はご理解いただけたと思いますし、水納島の航路の浮棧橋もそうですし、向こうの施設もそうですし、ちょっと小さなことを申し上げれば駐車場の整備関係も含めて、できるものから取り組んでいる状況にあります。そういう中で、あの当時の計画と現在の状況、また今後の地域の活性化の展望を含めて、やっぱりそれはまたこれは何と言いますか、ちょっと立ちどまってその計画がどうなのか、今後例えば、10年先、30年先のその地域に合ったような事業としてうまく地域の活性化のためにいいのかどうか。その辺の見直しもしながらしっかり今後を見据えて、どういう事業を入れていくのかということも大事なことだと思っております。基本的には議員のおっしゃるようなこの計画は変わらないと思っております。ただ、いろいろ大きな障害があるわけですから、例えば本体の漁協の移転にしても、なかなかそれは大きな仕事ではありますし、やっぱり単独ではまだその事業をするにしてもなかなか難しい、これはやっぱり財源、メニュー事業がないかどうか、議員が言われる地方創生事業、それは枠があったり、これは全国ベースなものですからなかなか補助率も低いという部分もあったり、今少し、いわゆる競争が激しいので、その中で別のメニューがないのかどうか、例えば北振なども含めてですね、その辺を検討しながら、しかも積極的に進めていこうとは考えております。それと少し話を広げれば、プロムナードからマチグラーあたりの、マチグラーの活性化も今後どうするのかということも含めて、一帯の再開発については非常に最優先の重要な課題だと思っております。またそれに向けて、しっかり我々とり組んでまいりたいという考えでございます。

○ **議長 島袋吉徳** 12番 大城正和議員。

○ **12番 大城正和** 私も3月まで議会をもう、大体終わる状況なので、これまで私の頭に一応浮かべてきたことの1つに、今言う既存の機能、漁協の事務所は残りますよね。あとほかの建物は残ると。今現在の荷さばきのほうは観光青年部かな、青年部のほうに活用させるという話も聞いている。この一画をいろいろお互い奥武島のいゆまちにも視察に行きましたよね。こういった事業を入れるとか、それから今言う道路整備によって失うイユヤーを、このあたりの張りつけも、どのあたりにしたら、どこのほうに張りつけしたほうがいいのかということからも含めて、私が今言いたいのは、本部で魚の競りを打てないだろうかということで、私ども離島関係町村の議員の集まりのときに、ちょこっと提案してみたり、どういう空気なのかと北部の議員たちにいろいろ意見も交わしながら聞いているんだけど、皆さん非常に積極的なんですよね、外のほうは。一番に伊江島が非常に積極的なんですよね。伊江島は名護に今運んでいるんだけど、約40分ぐらいかけて、また40分かけて帰ってくると。競りを打つまでに30分はあの辺で暇つぶしでいるんなことをしながら待っていると。そしてまた名護の競りの60%は伊江島のものなんですよね。近い30分そこらで来られる本部町であれば非常にいいかと、そういう目の前に伊江島のあれだけ

の生産物があると。それから伊是名、伊平屋あたりにも聞いたら本部でやったらどうかと希望しているんですね。過去にも当時の組合長にもそのことを提案したことがあるんですけども、大城君、競り市というのは消費地に近いところでやらないとだめだよということで一喝されたこともあるけれどもね、そうではないと思うんですよね。物があるところにはお客さんが集まるんです。どっちが先かということだけども、物があるところには消費者も業者も集まりますよ。一番本部半島、その場所が私は競り市として成功していくんじゃないかと思うけれども、主体である漁協とかも、関連団体と、そのあたりの可能性を探りながらやってみたらどうかという思いがあるんですよね。今、国頭漁協を中心に東村と両方のものを扱っていますよね、結構、大宜味村は参加していないけれども、両町村で、両村でかなり活気を浴びているものも集まっているんですよね。だからお互いも観光を振興していく中で、いろいろ店もできていく、民間費も活発的に投資してくる、その中で本部町の特性を生かす意味では港、漁業のまち本部町が再び復活してもらいたい。それは競りをお互いがうまくやることによって、私は地域の活性、漁業の振興が図られるんじゃないかなと。いろいろな角度から競りを本部町でできないだろうかということについては研究する必要があると思うんです。副町長、そのあたりについてどんなお考えを持っておられるのか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番、大城議員にご説明いたします。

競り機能を本部町ではどうなのかといったようなことですがけれども、1つは、行政が競りをするわけにはいきませんので、漁協サイドでそのつもり、その考え方、その構想と、その力量があるのかといったようなことの検討が1つになるんだらうと思っております。あと1つは、今現在、ご承知のとおり、北部地域の漁の魚の競り機能を名護漁協が担っておりますけれども、その機能をここに持ってくるとなったときに、現実的なものとして、買いつけ人が逆に交通のコストを使って、本当に本部町までくるのかなということについても慎重な調査、検討などを加えながら考えるべきなのかと思っております。いずれにせよ、流通の体系というのが長い時間の中で刻みながら現状の体系ができ上がっているわけですから、それを一変させるとなったときにどういった反動が出てくるのかなといったようなことも検討しながら、そして本部で競りをとといったようなことで始めたときに、またどういった克服すべき課題が出てくるのかなということなども検討すべきかなと思っております。いずれにせよ、それを担う漁協サイドのほうにそれを担っていくんだといったような意気込みと力量がなければ現実のものにはなり得ないでしょうから、漁協のほうとそういった検討、議論を深めていきたいと考えております。そういった考え方をしております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 二、三点お伺いいたします。

まず第1点、すばらしい施設ができることはいいんですけれども、この施設が本当に活用の面でスムーズにいけるかどうかというのが大切だと思うんです。特にこの北岸というのは、真ん中

が流域になっておりまして、赤土が堆積をしているところなんです。そのときに干潮時に、船がこの護岸までつけられるかどうか、そこら辺を検討したことがございますか。というのは、この写真を見てもおわかりのとおり、まだ水がある状態の中でこの北岸の東側、茶色っぽくなっていますよね。これが全くの干潮のときに土が出てくるんじゃないかという懸念もされます。実際出ておりますよね、北側の近く。そしてこの荷揚場の周辺だって、干潮時は大変厳しくなるんじゃないかと。どれぐらいの船の大きさを想定しているのか。お互いのまちは今後、カツオをどうにか生かしていきたいという話もある。カツオ船が大型化したときに、本当にここで係留できるのかどうか、荷揚げができるのかどうか。そこら辺まで含めて、港の北岸のところのしゅんせつ、それと赤土防止というものを考えながら進めなければいけないことだろうと思うんですけども、その点。

それともう1点、荷揚場をここに作るということは、既存の荷揚場は国の補助事業を入れたときに従来そうですよね。老朽化しているから新しいものをつくってくれということで要請をしているはずなんです。その荷揚場をほかの方法で活用できるんですか。私は非常にこれは疑問に思っているんです、指摘を受けるはずなんです。取り壊しをするかどうかだろうと思っ  
ています、本当は。荷揚場については。製氷機は確かに製氷機を取り壊すという話ですけども、荷揚場までそれは含んでくるんじゃないかなど。国の監査が入ったときに指摘を受ける事項だと思います、事前のものが残っているということは。その点も踏まえて、この地域の活用というものは、既存の、場所の活用というものは真剣に考える必要があると思うんです。先ほども12番、大城議員のほうからも指摘がありましたように、この地域の再開発というものを考えるならば、この取り壊しをして、更地にして、その後から物を考えるのか。取り壊す前に物事を考えながら進めていくのか。そこら辺というのは行政の手腕だと思いますけれども、その点についても説明を願います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、石川議員にご説明いたします。

1点目の対岸の干潮時、赤土などが堆積している場所が船の出入りに支障がないかということですが、我々今実施設計を入れている段階では、確かに赤土の堆積というのは認められるんですが、今すぐそれが船に支障がある、干潮時に大きな船の出入りに支障があるという状況ではないということは確認しております。ただ今後、それがそういうおそれがあるのではないかということに対しましては、やはり赤土がそこに流れ込んできているというのは現状ですので、それが入り込んでくる、堆積している場合にはまた県の管理のもとにしゅんせつなど、また県のほうに要請していきたいと思っておりますし、いずれにしても船の運航には支障のないようにしたいと考えております。

もう1点、既存の荷揚場自体、国庫補助事業で整備している事業ですので、別の目的に使えるかということですが、これにつきましては、また国の補助事業が確かに入っていますので、適正化、法にも基づいて別の目的に使用する場合は諸手続をクリアしてまいりたいと考えております。

もう1点の取り壊す前に使い方を決めていくかということですが、今現在の製氷施設については確かに老朽化もしております、危険ですので、すぐに壊さないといけないという状況にもなっておりますので、このほうは早目に取り壊したいと思っております。壊した後の場所は一旦更地にしますので、駐車場とかそういう使い勝手のいい、使い方に当面はやっていくというふうに聞いております。

荷さばき地については、今すぐに壊す状況ではありませんので、また別の使い方を考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 船の出入りに支障がないということですがけれども、干満の差が激しいところですね。ですから、荷揚げ機がありますよね。それと製氷、要するに氷を送る装置もありますよね、船に。そういうところを本当に支障がないような方向でしっかりとやってもらいたい。もしくはそれがそのままいけるのであればですよ、ただ水深はどれくらいあるかなど、干潮時の。大分泥がたまっているんじゃないかと。ですからそこだけの問題ではなくて、これは現況があるんですよ、上流から赤土が流れてきているんですから。その点も踏まえて、いい港というのは、やっぱりきれいな港というのが一番イメージされるんです。船が走るたびに赤水が出るような港というのはあまり好ましくないと思いますので、港全体を含めて県との調整の中で処理をしていただきたい。その点について、県との調整が必要であると思います。県の施設ですから。

それともう1点、荷さばき所、既存ですよ。これを新たにつくるときに皆さん方は国に対して申請を出しているはずなんです、老朽化しているからじゃないんですか、申請は。古くなって。製氷機が向こうへ移ったから荷揚場を向こうに移すという、ただこれだけの理由じゃないはずで。いろいろと理由はあると思いますけれども、本当に国の指摘等、そういうものはクリアできるのかどうか。その点が非常に心配される場所ですので、国の指摘を受けてから壊すんじゃなくて、今、それじゃあ随時どのようにして、あの地域を運用するかという問題もありますし、耐久テストはやっているんですか、あの施設は。耐久度、要するに建物自体の。だからそういうものを含めて、調べてこの施設がそのまま使えるのかどうかというのは検討する必要があるんじゃないか。とにかく国庫補助が入っているというものは非常に厳しい面もあると思いますけれども、本当に手続を踏めば可能なのかどうか。老朽化している部分があって、それが使えないからあれをつくるという話になっていると思うんですよ、対岸に。それを国のほうに説明できますかということなんです。その点も含めて、その2点、再度説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、石川議員にご説明いたします。

赤土の問題ですとか、しゅんせつの問題については、県のほうとも十分協議、調整をして、赤土が入り込まないような仕組み、それからまた港湾としての機能を十分に活用できるような仕組みについて県のほうとも十分調整してまいりたいと思います。

2点目の既存の荷捌き施設については、今回移転ということについて、老朽化というよりも、

製氷施設のほうは老朽化ということで、すぐ壊しますということになっているんですけども、荷捌き施設については老朽化という位置づけではなくて、やはり製氷と荷さばきとの一体的な作業を効率的にやらないといけないということでの移転という理由づけにしておりますので、既存の施設をまた別の使い方にするという事はちゃんとまた国のほうにも説明をして、諸手続を行えば可能であると考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前11時01分）  
再開します。 再開（午前11時02分）  
産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、石川議員にご説明いたします。

潮の干満によって船の高さが変わってきますが、荷揚げ、例えばとってきた魚を水揚げするときはホイストクレーンを使って荷物を揚げますけれども、十分なホイストクレーンのワイヤーの長さですとか、岸壁からの距離は十分船から揚げられる、大型の船であっても揚げられるだけのスペースを確保しておりますので、荷物を揚げる分に支障はございません。

それからまた氷を入れたり、積んだりする場合でもそこはまたポンプで圧送をしますので、空気圧でその氷を圧送しますので、そのポンプの距離、それから腕の動く可動範囲、そこは十分に作業に支障のないように設計してあります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 3回目ですので、この赤土対策ということで、去年かな、満名川のしゅんせつということで、工事が始まっていて途中でそのままとまっているような状況ですけれども、その進捗状況、それから今後の対応として、河川の管理というものをどのようにしていくのかという点、そこを説明願いたい。

それともう1点、ちょっと産業振興課長、これ今までのところは一般の方々も氷が買えましたよね。この施設でもそれが可能なかどうか、その説明だけはお願いをいたします。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前11時04分）  
再開します。 再開（午前11時05分）  
建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番、石川議員にご説明いたします。

先ほどの満名川の進捗状況ですけれども、現在、名護本部線の渡久地橋ですね、向こうとどうしてもバッティングするという事で、今とまっている状況であります。河川整備というのはどうしても下流側、上流側から整備できないものですから、下流側からやるのが普通の河川整備であります。名護本部線の状況を見ながら県は進めていくということで、マチグラーの反対側からとりあえずやろうということで土木事務所のほうから聞いております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ありませんか。8番 崎浜秀進議員。

○ 8番 崎浜秀進 議長、休憩。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前11時06分）

再開します。

再 開 (午前11時08分)

ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

休 憩 (午前11時09分)

再開します。

再 開 (午前11時09分)

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成28年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 平成28年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前11時11分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 仲宗根 宗 弘